

介護老人保健施設 ライフケア応神

(介護予防)訪問リハビリテーション

利用約款 (重要事項説明書)

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 ライフケア応神 訪問リハビリテーション(以下「当事業所」という。)は、要支援、又は要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように心身の機能維持回復を図るために、訪問リハビリテーションサービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本規定は、利用者が訪問リハビリテーション利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の利用がある場合を除きます。

① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ)であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上施設に対して負担する一切の債務を極度額15万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所や当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

4 身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当事業所に対し、契約解除の意思表示をすることにより、本約款に基づく訪問リハビリテーションサービス契約を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーションサービス契約を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーションサービス契約を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者が、当事業所や当事業所の職員に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 第3条4項の規定に基づき、当事業所が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑥ 天災、災害、施設、設備の故障その他やむを得ない理由により、訪問することができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当事業所は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- ⑥ 介護保険サービスの質の向上のため学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用する事を厳守します。前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

2 適正取得の徹底

当事業所は、第三者からの個人情報の取得時に、取得側が提供側の入手経路を確認し、提供側が適法に個人情報を入手したことを確認できない場合は、取得の自粛を含めた慎重な対応をする。

3 安全管理の強化

当施設は、安全管理の強化のために望まれる措置として、事業者内の監査実施体制の整備や情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置を講ずる。

4 委託先の監督強化

当施設は、個人情報等委託する場合は、委託先に対する定期的な監査の実施や再委託等を実施する場合の委託先の監督等行う。

（緊急時の対応）

第9条 サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。その他に身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 前項の他、当事業所は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 利用者、身元引受人又利用者の親族は、当事業所の提供する訪問リハビリテーションサービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。要望又は苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応いたします。

○ 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 (088) 666-3030

FAX (088) 665-8034

担当 姫田 美鶴

（賠償責任）

第12条 訪問リハビリテーションサービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

（計画書等の説明）

第13条 当施設入所中に作成した施設サービス計画書等の書類については紙媒体、若しくは電磁媒体により、本人様及び、身元引受人にご説明のうえ、了承を得るものとします。

(虐待防止について)

第 14 条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- 2 当施設は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- 3 当施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 4 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(感染症対策について)

第 15 条 当施設において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (ア) 施設職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (イ) 施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (ウ) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (エ) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (オ) 施設職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(業務継続に向けた取り組みについて)

第 16 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2 施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(利用契約に定めのない事項)

第 17 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

(当法人の事業)

第 18 条 医療法人鈴木会 定款の目的に定めた事業

- 1 介護老人保健施設ライフケア応神の運営
介護老人保健施設（入所介護）
通所リハビリテーション（デイケア）
短期入所療養介護（ショートステイ）
- 2 居宅介護支援事業所ライフケア応神の運営
居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成
- 3 グループホーム蜂須賀荘の運営
- 4 訪問看護ステーション応神の運営
- 5 児童デイサービスひこうせんの運営
- 6 ほのぼのホスピタルの運営
- 7 鈴木医院の運営
- 8 共同生活援助事業所 しらさぎの運営

<別紙1>

介護老人保健施設ライフケア応神 訪問リハビリテーションのご案内
(令和6年6月1日現在)

1. 当事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ライフケア応神
- ・開設年月日 平成13年11月7日
- ・所在地 徳島県徳島市応神町古川字日ノ上32番地の1
- ・電話番号 088-666-3030 ・FAX番号 088-665-8034
- ・管理者名 榎田 喜久子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(3650180023号)
- ・サービス種類 訪問リハビリテーション
- ・サービス提供地域 徳島市、北島町、藍住町、松茂町、鳴門市
※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

- 介護老人保健施設 ライフケア応神は、医療法人鈴木会が運営する事業所です。介護保険法の趣旨に基づき、老人の自立を支援し、家庭への復帰を目指す施設であり、明るく家庭的な雰囲気のもとで、地域や家庭との結びつきを重視して運営します。
- 当事業所は、要支援又は要介護状態と認定されたお客様に、訪問リハビリテーションサービスを提供します。
- 介護老人保健施設 ライフケア応神は、「やさしく」、「ゆっくり」、「支えあい」を三大方針として、これに基づいたサービスを提供します。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ライフケア応神の運営方針]

当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、サービス計画に基づいて医学的管理下におけるリハビリテーションを実施する。

なお、サービスの提供にあたっては、

懇切丁寧を旨とし利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(3) 施設の職員体制

令和6年4月1日現在

	常勤	非常勤	計
・管理者	1名		1名以上
・理学療法士	5名		5名以上
・作業療法士		1名	1名以上

(4) 営業時間

平日	9:00 ~ 17:00
土曜日・祝日	9:00 ~ 17:00
定休日	日曜日、12/31~1/3

2. 当営業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

電 話：088-666-3030
担 当 部 署：訪問リハビリテーション
担 当 者：姫田 美鶴
受 付 時 間：8：30 ～ 17：30

3. サービス内容

- (1) 理学療法士や作業療法士が、ご利用者様の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて、ご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、身体面では、関節拘縮の予防・筋力低下の改善、精神面では、知的能力の維持・改善などを目的にサービスを提供します。
- (2) 交通の事情などにより、稀にサービス時間が前後することがございますが、ご了承ください。

4. 要望及び苦情等の相談

○ 施設が提供するサービスについての苦情・相談窓口

担当 姫田 美鶴

電話 088-666-3030
FAX 088-665-8034

施設外 ご相談・苦情相談

徳島県 保険福祉部 長寿いきがい課

電話 088-621-2159
FAX 088-621-2840

徳島市健康福祉部高齢介護課

電話 088-621-5586
FAX 088-655-6560

北島町役場 保険福祉課

電話 088-698-9805
FAX 088-698-3642

藍住町役場 保険福祉課

電話 088-637-3115
FAX 088-637-3151

石井町役場 長寿社会課

電話 088-674-6111
FAX 088-675-1500

鳴門市役所 長寿介護課

電話 088-684-1347
FAX 088-684-1321

阿南市役所 介護・ながいき課

電話 0884-22-1793
FAX 0884-22-4090

松茂町役場 福祉課 介護保険係
電話 088-699-8713

美波町役場 保健福祉課
電話 0884-77-3614

上板町役場 福祉保険課
電話 088-694-6810

徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課
電話 088-665-7205
FAX 088-666-0228

要望や苦情などは、上記担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、エン
トランスホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこ
ともできます。

5. 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

訪問リハビリテーションサービスについて
(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証、負担割合証を確認させていただきます。(介護度と負担割合の確認。)

<別紙2(3の(1))参照>

2. 訪問リハビリテーションサービス

当施設でのサービスは、どのようなリハビリテーションを提供すれば、安全でより自立した生活を送ることができるかという総合実施リハビリテーション計画に基づいて提供されます。この計画は各利用者様に1～3ヶ月の間にサービス検討会議を開催しますが、それ以外にも利用者の状態に変化が生じた時や、要介護度に変更があった時に、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 費用

原則として、料金表に記載されている利用料金の1割が利用者負担になります。

地域区分7級地 1単位 = 10.17円

(2) 利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、翌月末までに銀行引き落とし(阿波銀行のみ)、もしくは集金にてお支払いください。

(3) 料金表

報酬項目	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
訪問リハビリテーション費(1回20分以上のサービス、週に6回を限度)	308	3132円	314円	627円	940円	1回20分につき
短期集中リハビリテーション実施加算	200	2034円	204円	407円	611円	1日につき
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240	2440円	244円	488円	732円	1日につき
リハビリテーションマネジメント加算 イ	180	1830円	183円	366円	549円	1月につき
リハビリテーションマネジメント加算 ロ	213	2166円	217円	434円	650円	
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	270	4576円	458円	916円	1373円	
退院時共同指導加算	600	6102円	611円	1221円	1831円	1回につき
移行支援加算	17	172円	18円	35円	52円	1日につき
サービス提供体制強化加算(I)	6	61円	7円	13円	19円	1回につき

要支援	介護予防訪問リハビリテーション費(1回20分以上のサービス、週に6回を限度)	298	3030円	303円	606円	909円	1回につき
	短期集中リハビリテーション実施加算	200	2034円	204円	407円	611円	1日につき
	サービス提供体制強化加算(I)	6	61円	7円	13円	19円	1回につき

- ※ 短期集中リハビリテーション実施加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。
退院（退所）日または要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の期間に1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。
- ※ 認知症短期集中リハビリテーション加算は、認知症であると医師が判断した利用者に対して、集中してリハビリテーションを行うことが、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された場合に加算します。
退院（退所）日または要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の期間に1週間につき2日を限度に1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

※

- ※ リハビリテーションマネジメント加算は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に訪問リハビリテーションの質を管理したことを評価し、算定します。（イ）（ロ）によって内容が異なります。

リハビリテーションマネジメント加算（イ）

当事業所の医師が、理学療法士等に訪問リハビリテーションの実施に当たっての指示を行い、その内容がわかるように記録を残します。三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を医師、理学療法士、介護支援専門員等と共有し、会議の内容を記録します。利用者の状態の変化に応じ、計画を見直します。

当該計画について、作成に関与した理学療法士等が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るとともに医師に報告します。また、介護支援専門員に対し必要な支援方法等の情報提供を行います。当事業所の理学療法士等が、ケアプランに位置づけられた指定訪問介護事業等の従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者もしくはその家族に対し、必要な助言を行い、これらについて記録します。

リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

リハビリテーションマネジメント加算（イ）の要件に加え、利用者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。

※医師が利用者又はその家族に説明した場合

当事業所の医師が、理学療法士等に訪問リハビリテーションの実施に当たっての指示を行い、その内容がわかるように記録を残します。当該計画について、当事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た場合上記リハビリテーションマネジメント加算に加え270単位が加算されます。

- ※ 移行支援加算は、訪問リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者の社会参加等を支援し通所介護等に移行させた者が一定の割合を占めた場合、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※ 当事業所の医師が診察を行っていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを実施した場合は、1回につき50単位を減算します。
- ※ 退院時共同指導加算は、病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、当事業所の医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主事の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させること

をいう。)を行った後に、当該者に対する初回の指定訪問リハビリテーションを行った場合に、加算されます。

(4) 交通費 (通常の事業地域を越えてサービスを提供する場合)

通常のサービス提供地域を越えた地点から片道3キロメートル未満の地域への訪問は別途 300円
片道3キロメートル以上の地域への訪問は別途 500円

交通費としてご利用者様にご負担いただきます。

(5) その他の費用

ご利用者様の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、ご利用者様の負担になります。

(6) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

	円
	円

※介護保険料の負担割合は、1割、2割、3割の方がおられます。毎年発行されますので、介護保険負担割合証に記載されている割合が、ご本人の割合になります。

*H30年4月より徳島市の地域区分の変更があり、その他から7級地となりました。単位数単価が1単位10円から10.17円に変更となります。

(7) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。利用契約時にお選びください。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

介護老人保健施設ライフケア応神では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －契約・解除
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - －科学的介護情報システム（LIFE）による厚生労働省へのデータ提出
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

訪問リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設ライフケア応神 訪問リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設訪問リハビリテーション利用約款、及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設ライフケア応神

管理者 榎田 喜久子 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先

本約款第9条緊急時及び第10条2項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【他の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

説明者

氏名

印